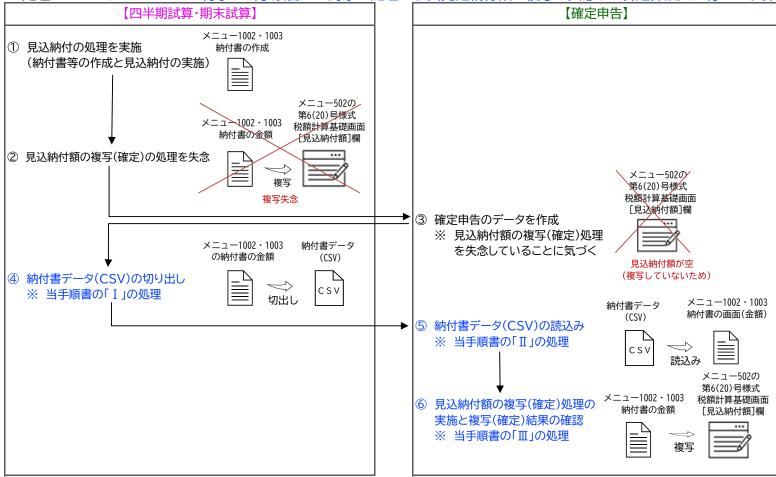
【四半期試算・期末試算で見込納付額の複写(確定)を忘れた場合の処理手順】

見込納付の処理を「四半期試算・期末試算」のデータで行った場合は、見込納付額の複写(確定)の処理を行った後に、「四半期試算・期末試算」 のデータを作成(複写)元にして、次の「確定申告」のデータを作成します。(原則的な手順)

見込納付額の複写(確定)を行わずに次の確定申告データを作成した場合は、確定申告データで以下の手順で見込納付額の複写(確定)を 行ってください。

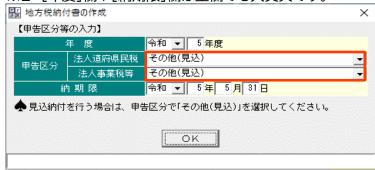
なお、当手順書の処理が必要になるのは、見込納付の処理を行った「四半期試算・期末試算」のデータで、見込納付額の複写(確定)の処理を 行わなかった通算法人のみとなります。

<処理フローのイメージ> ※ 青字が当手順書での対象の処理です。(見込納付額の複写を失念した各通算法人で行います。)



【四半期試算・期末試算で見込納付額の複写(確定)を忘れた場合の処理手順】

- I 見込納付の納付書データ(CSV)の切り出し ※【四半期試算・期末試算】
 - 見込納付の処理を行った「四半期試算・期末試算」のデータで、見込納付の納付書データ(CSV)(※1)の切り出しを行います。 ※1 地方税WSの確定の有無に関係なく処理可能です。
- 1. 見込納付の処理を行った「四半期試算・期末試算」のデータを開きます。
- 2. 都道府県税の納付書データ(CSV)の切り出しを以下の手順で行います。
- (1) メニュー1002の[法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WSを開きます。
- (2) 申告区分を[その他(見込)]に設定(※2)して、[OK]ボタンをクリックします。
 - ※2 [年度]欄や[納期限]欄は空欄でも大丈夫です。



- (3) 一覧画面で[ファイル切り出し]ボタンをクリックします。
- (4) [切り出し形式]欄は「CSV形式(*.csv)」のままとして、[保存]ボタンをクリックします。(※3)
 - ※3 [切り出し先]欄や[ファイル名]欄は、任意に変更可能です。 [切り出し後、Excelを起動する]欄にチェックを付けると、切り出したCSVがExcelで開きます。



作成日: 令和5年6月8日 作成者: TKCヘルプデスク

【ご参考】納付書データ(CSV)をExcelで開いた場合の0落ちの影響の有無

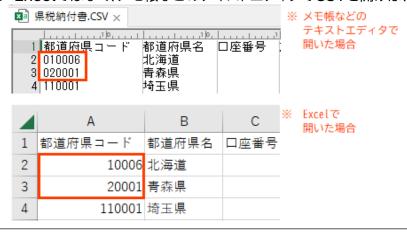
納付書データ(CSV)をExcelで開くと、文字列の数字が数値と判断されてしまい、都道府県コード(市町村コード)の頭の0が欠落します。(0落ち)

この状態でExcelをCSVに保存(上書き保存)すると、頭の0が欠落したままのデータがCSVに保存されますが、 当該CSVをこの後の読込処理で使用されてもエラーにはなりません。

しかしながら、切り出したCSVとは厳密にはデータが変わってしまう(※4)ことから、Excelで開いたCSVは保存しないでください。

もしくは、切り出したCSVはExcelでは開かずに、そのまま使用して読込処理を行ってください。

※4 Excelではなく、メモ帳などのテキストエディタでCSVを開けば、0落ちなどは発生しません。



- (5) 切り出し先のフォルダに「県税納付書.csv」(名前を変更された場合は変更した名前のcsv)が作成されていることを確認します。 続けて市町村民税の納付書データ(CSV)を切り出します。
- 3. 市町村民税の納付書データ(CSV)の切り出しを以下の手順で行います。 手順は上記 I 2と同様です。(作業するメニューのみ異なります。) 市町村民税の納付書データ(CSV)の切り出しは、メニュー1003の[法人市町村民税]WSで行ってください。



Ⅱ 見込納付の納付書データ(CSV)の読込み ※【確定申告】

見込納付の処理を行った「四半期試算・期末試算」のデータを作成(複写)元にして作成した、「確定申告」のデータで見込納付の納付書データ(CSV)(※1)の読込みを行います。

納付書のメニュー1002や1003を使用するためには、「確定申告」のデータで地方税の計算処理(※2)が1度は行われていることが必要であることにご留意ください。

- ※1 地方税WSの確定の有無に関係なく処理可能です。
- ※2 メニュー1002や1003の納付書のメニューは、地方税計算が行われて第6(20)号様式が作成されていないと使用できません。 そのため、「確定申告」データで1度も計算をしていない場合は、単体仮計算(メニュー405や504)を行ってください。
- 1. これから見込納付の複写(確定)処理を行う「確定申告」のデータを開きます。
- 2. 都道府県税の納付書データ(CSV)の読込みを以下の手順で行います。
- (1) メニュー1002の[法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WSを開きます。
- (2) 以下の画面では、申告区分を[その他(見込)]に設定(※3)し、[OK]ボタンを開きます。
 - ※3 「年度]欄や「納期限]欄は空欄でも大丈夫です。



- (3) 一覧画面で[CSV読込]ボタンをクリックします。
- (4) [CSV読込ファイルの指定]画面では、2行目(デフォルト)から読込開始となっていることを確認して、「OK]ボタンをクリックします。
- (5) [CSV形式ファイルの選択]画面では、[ファイルの種類]欄は「CSV形式ファイル(*.csv)」(デフォルト)であることを確認して、 上記 I 2. (4)で切り出したファイルを選択して、[選択]ボタンをクリックします。



(6) [CSV形式ファイルからの読込]画面が表示されるので、[F8 整合性チェック]ボタンをクリックし、画面右上に青字で「エラー:0件」と表示されていることを確認してから、[F4 読込開始]ボタンをクリックします。



- (7) [F4 読込終了]ボタンをクリックし、当該画面を閉じます。
- (8) 読み込んだCSVの内容(金額)が、画面に表示されていることを確認(※4)します。
 - ※4 全ての提出先団体の金額を確認する必要はなく、1行目(本店のある都道府県)の[法人道府県民税計[4]]欄や [法人事業税 特別法人事業税計[15]]欄の金額が正しいことを確認すれば十分です。



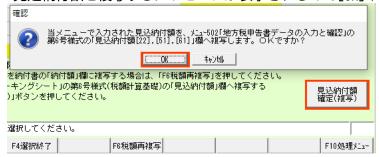
3. 市町村民税の納付書データ(CSV)の読込みを以下の手順で行います。 手順は上記 II 2と同様です。(作業するメニューのみ異なります。) 市町村民税の納付書データ(CSV)の読込みは、メニュー1003の[法人市町村民税]WSで行ってください。

Ⅲ 見込納付額の複写(確定)処理の実施と複写(確定)結果の確認

※【確定申告】

上記Ⅱの処理が終了後、引き続き見込納付額の複写(確定)(※1)処理と、複写(確定)結果の確認を行います。

- ※1 上記IIで読み込ませた納付書の金額(メニュー1002や1003)を、第6(20)号様式の税額計算基礎WS(メニュー502)に 複写するため、地方税WSが解除されていることが必要であることにご留意ください。
- 1. 見込納付額の複写(確定)処理の実施
- (1) 都道府県税の見込納付額の複写(確定)を以下の手順で行います。
 - ① メニュー1002の[法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WSを開きます。
 - ② [見込納付額確定(複写)]ボタンをクリックします。
 - ③ 見込納付額を複写するメッセージが表示されるので[OK]ボタンをクリックします。



【ご参考】「見込納付額確定(複写)]ボタンが使用できない(非活性)となる原因(0103835)

(2) 市町村民税の見込納付額の複写(確定)を、上記Ⅲ1. (1)と同様の手順で、メニュー1003の[法人市町村民税]WSで行います。

【ご参考】複数法人の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことの可否

複数法人の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことはできません。 お手数ですが、各通算法人で複写処理を行うか、通算親法人で法人を切り替えながら各通算法人の複写処理を行ってください。 全て(複数)の法人分の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことの可否(0104297)

> 作成日: 令和5年6月8日 作成者: TKCヘルプデスク

2. 見込納付額の複写(確定)結果の確認

以下の方法で確認してください。

(1) 画面(地方税WS)で確認する方法 ※1提出先毎の確認

メニュー502の各税目の税額計算基礎WSの[見込納付額]欄(※2)をご確認ください。

※2 見込納付額の複写(転記)先(=メニュー502の各税目の税額計算基礎WSの[見込納付額]欄)の詳細は、以下のオンラインQ&Aをご参照ください。

【ご参考】 見込納付額の複写先のWS(ワーキングシート)の項目(0103843)

(2) 確認表で確認する方法 ※全提出先の一括確認

見込納付額の複写(確定)後に計算処理を行い、「事業税・特別法人事業税・都道府県民税の一覧確認表」等(※3)で確認可能です。 ※3 メニュー505(703)から印刷可能な以下の確認表です。

① 都道府県税

「都道府県税(事業税・特別法人事業税・都道府県民税)の一覧確認表(※4)、」

「事業税の一覧確認表」、「特別法人事業税の一覧確認表(納付すべき税額)」、「都道府県民税の一覧確認表」

※4 全提出先の都道府県民税、事業税、及び特別法人事業税の課税標準額、見込納付額、及び納付(還付)税額等を 一覧で確認できます。

都道府県民税の一覧確認表

法 人 名 : 株式会社新宿販売 事 業 年 度 : 令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日 処理区分 : 確定申告

1. 1単位当たりの分割課税標準額の確認

ĺ	税目	課税標準額(A)	分割基準総数(B)	1 単位当たりの 分割課税標準額(A)/(B)	※1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値 の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以	
[都道府県民税	32, 455, 0	400	81, 137. 500		

2. 都道府県別の都道府県民税

	都道府県名	地方税申告書の計算結果									
行		分割基準	課税標準額	税率	法人税割額	特定寄附金税額控除額 外国税額控除額等	年税額	既に納付確定 した額	納付すべき額	見込納付額	差引税額
	(都道府県合計)	400	32, 454, 000		2,677,498	*	5, 507, 400	2, 419, 100	3, 088, 300	2,850,000	238,300
							法 2,677,400	法 1,004,100	± 1,673,300	法 1,455,000	
						外	均 2,830,000	均 1,415,000	均 1, 415, 000	均 1,395,000	均 20,000
	1 東京都	300	24, 341, 000	10.4000%	2,531,464	\$	4,821,400	2, 073, 200	別 2, 748, 200	2,600,000	別 148,200
1								注 928,200		法 1,455,000	
						外	均 2,290,000	均 1,145,000	均 1, 145, 000	均 1,145,000	均 0
		100	8, 113, 000	1. 8000%	146,034	盎	686,000	345, 900	M 340, 100	250, 000	別 90, 100
1 2	京都府						± 146,000	注 75,900	法 70,100	注 0	
						外	均 540,000	均 270,000	均 270,000	均 250,000	均 20,000

- ※ 都道府県民税の一覧確認表の例です。
- ② 市町村民税

「市町村民税の一覧確認表」

以上

作成日: 令和5年6月8日 作成者: TKCヘルプデスク